

受託業務等に係る人件費単価規定

第1条（目的）

この規定は、弊社が受託し、または請け負う業務（以下「受託等事業」という。）の実施に必要な経費の見積りに適用する単価に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（目的）

受託等事業の実施に必要な経費の見積りは、この規定に定める基準を上限に計算するものとする。ただし、当該受託等事業を受託又は発注する者の事業により、この規定に基づき見積もる額により契約を締結することができない場合は、委託又は発注者と当社との間で協議することとする。

第3条（そのほかの経費）

労務費のほか、旅費、物品費、その他受託等事業の実施に必要な経費については、原則、予想される実費により計算する。

第4条（協議）

この規定で定められていない事項については、協議を行い取締役会の承認により定める。

第5条（制定・改廃）

この規定の制定、改廃は取締役会の承認によるものとする。

表1 受託単価基準（単位：円、税抜）

職種	基準時間単価
取締役、執行役員以上	10,000
部長	7,500
次長	5,500
課長	3,000
専門職	3,200
その他	2,500

以上

2025年4月2日制定適用
株式会社近代美術
代表取締役 小井土 恵美



講師等謝礼金支払基準表（税別）

区分			単位	金額
学校官公署	大学教員	教授	時給	10,000 円
		准教授	時給	7,000 円
		その他	時給	5,000 円
	その他	国の管理職	時給	8,000 円
		同補佐専門官	時給	5,000 円
		その他	時給	4,000 円
その他		弁護士等	時給	10,000 円
		署名人	時給	10,000 円
		その他	時給	5,000 円
医師			時給	10,000 円

※1日4時間までを限度とし4時間を超えるときは、それぞれ1時間につき左記金額の半額を加算した額とする。ただし、超過時間は、2時間以内とする。

※支払い対象とする時間は、移動、待機、打合せ時間等を除いた、講演等出席による実働時間とする。

※弁護士等とは弁護士、公認会計士、作家、俳優、評論家、僧侶、記者、アナウンサーの職及び公の研修所等で講師実績のある講師及び研究を業とする者をさす。

※著名人とは、民間人で、著書を出版し、その著書が全国あるいは県内複数の大手書店で販売され、広く一般に知られている者。 全国あるいは県内で多数の講演実績があり、広く一般に知られている者。全国あるいは沖縄県内（全県）に放送・放映されるラジオ・テレビの番組に出演し、広く一般に知られている者のいずれか、又は複数に該当する者をさす。

※上記謝金に加え、旅費として一律¥520 を支給する。市外からの移動の場合は、実費弁償として市内バス賃相当額を支払う。

※上記謝金に加え、講演に必要な消耗品費（材料費）として、1コマにつき¥2,000 を支払う。

以上

2025年4月2日制定適用

株式会社近代美術

代表取締役 小井土 恵美

